

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの

件 (閣条第三号) (衆議院送付) 要旨

この改正は、オゾン層を破壊する物質の代替物質として使用が増大した高い温室効果を有するハイドロフルオロカーボンを、一九八七年(昭和六十二年)九月に採択された「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」(以下「議定書」という。)の下で、生産、消費等の規制及び非締約国との貿易の禁止の対象となる物質に追加すること等を目的とするものである。この改正は、二〇一六年(平成二十八年)十月にルワンダのキガリで開催された議定書の締約国の第二十八回会合において採択されたものであり、主な内容は次のとおりである。

一、締約国は、二〇一九年(平成三十一年)一月一日以降、ハイドロフルオロカーボンの生産量及び消費量が基準値を超えないことを確保する。

二、締約国は、非締約国とのハイドロフルオロカーボンの輸入及び輸出を禁止する。

三、締約国は、ハイドロフルオロカーボンであって、未使用のもの、使用済みのもの、再利用されるもの及

び再生されたものの輸入及び輸出に関するライセンスの制度を設け及び実施する。

四、締約国は、ハイドロフルオロカーボンに関し、年間生産量、締約国により承認された技術によって破壊された量、輸入量、輸出量等についての統計資料を事務局に提出する。

五、この改正は、二〇一九年（平成三十一年）一月一日に効力を生ずる。ただし、前記二は、議定書の締約国である七十以上の国又は地域的な経済統合のための機関によるこの改正の批准書、受諾書又は承認書の寄託を条件として、二〇三三年（平成四十五年）一月一日に効力を生ずる。